

クリーニング所営業に関する主な手続き

	内容	必要書類	注意事項
開設	クリーニング所を営業しようとする場合 施設を移転する場合 施設を全面改築する場合 営業者が変わる場合（個人から法人、法人から個人を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング所開設届 ・構造設備を明らかにした図面 ・他に営業しているクリーニング所又は無店舗取次店に係る事項（名称、所在地（業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号）、従事者数、クリーニング師の氏名） 	<p>検査手数料として、16,000円が必要です（窓口での現金支払い、キャッシュレス決済又は納入通知書による金融機関での支払い）。</p> <p>無店舗取次店の場合は無店舗取次店営業届を提出してください。</p>
変更	開設届の記載事項を変更した場合 例) 名称、営業者の住所 法人の代表者、構造設備 クリーニング師の変更（採用・退職）、管理人の変更 等	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング所開設（無店舗取次店営業）届出事項変更届出書 ・構造設備を変更した場合は、変更後の構造設備を明らかにした図面 ・営業者の住所、法人の代表者等を変更した場合は、その事実を証する書類 ・無店舗取次店の業務用車両を変更した場合は、前後左右4方向から写した当該車両の写真又は当該車両の構造を明らかにした図面 	<p>変更後速やかに届出してください。</p>
廃止	クリーニング所を廃止する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング所（無店舗取次店）廃止届 ・クリーニング所確認証 	<p>廃止後速やかに届出してください。</p>
承継	法人の合併・分割により営業を承継する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング所（無店舗取次店）営業者地位承継届 ・クリーニング所の営業を承継する法人の登記事項証明書 	<p>承継後遅滞なく届出してください。</p>
	個人の相続により、営業を承継する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング所（無店舗取次店）営業者地位承継届 ・戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し ・相続人が2人以上ある場合は、全員の同意書 	

令和5年1月5日最終改訂